

地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十三号

地方独立行政法人奈良県立病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条第二項中「については勤務一回につき七千五百円、同項第九号」を削り、「同項第十号」を「同項第九号」に改め、同条第三項中「同項第七号の」を「同項第七号の」に改め、「同項第九号の規定による特殊勤務手当が支給される業務については同項第七号及び第八号の規定による特殊勤務手当を、それぞれ」を削る。

(奈良県特別会計設置条例の一部改正)

第二条 奈良県特別会計設置条例(昭和三十九年三月奈良県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十五 地方独立行政法人奈良県立病院機構に係る関係経費の管理 地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計

第二条の表に次のように加える。

十五 地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計	県債、貸付けに係る返還金収入、一般会計繰入金及び附属諸収入	交付金、貸付金、公債費その他の諸支出
-----------------------------	-------------------------------	--------------------

(奈良県部設置条例の一部改正)

第三条 奈良県部設置条例(平成七年三月奈良県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

三 地方独立行政法人奈良県立病院機構に関すること。

(奈良県個人情報保護条例の一部改正)

第四条 奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

4 県が設立した地方独立行政法人の成立の日(以下「成立日」という。)前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、成立日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人がしたものとみなす。

5 成立日前にこの条例の規定により知事に対してされている請求その他の手続で成立日以後においては県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してされたものとみなす。

6 県が設立した地方独立行政法人の成立の際現に行われている当該地方独立行政法人の個人情報を取り扱う事務に係る第十一条第二項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、県が設立した地方独立行政法人の成立後遅滞なく」とする。

7 県が設立した地方独立行政法人の成立の際現にされている行政不服審査法により知事に対してされている不服申立てで成立日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、同法の規定により当該地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

(奈良県情報公開条例の一部改正)

第五条 奈良県情報公開条例(平成十三年三月奈良県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

8 県が設立した地方独立行政法人の成立の日(以下「成立日」という。)前にこの条例の規定により知事がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、成立日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人がしたものとみなす。

9 成立日前にこの条例の規定により知事に対してされている請求その他の手続で成立日以後においては県が設立した地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してされたものとみなす。

10 県が設立した地方独立行政法人の成立の際現にされている行政不服審査法により知事に対してされている不服申立てで成立日以後においては当該地方独立行政法人が行うこととなる事務に係るものは、同法の規定により当該地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

（奈良県立医科大学及び県立病院並びに南和地域公立病院等整備基金条例の一部改正）

第六条 奈良県立医科大学及び県立病院並びに南和地域公立病院等整備基金条例（平成二十年三月奈良県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「奈良県立医科大学」の下に「医療センター」を加える。

第一条中「及び県立病院の」を「医療センター（地方独立行政法人奈良県立病院機構が設置する病院のうち、奈良県総合医療センター及び奈良県西和医療センターをいう。以下同じ。）及び県立病院の」に、「及び県立病院並びに」を「医療センター及び県立病院並びに」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
（奈良県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際奈良県病院事業費特別会計に属する権利及び義務のうち奈良県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年三月奈良県条例第四十九号）による改正前の奈良県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十七号）第三条第一項に規定する奈良県立奈良病院及び奈良県立三室病院に係るもの並びに一般会計に属する権利及び義務のうち奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（平成二十六年三月奈良県条例第四十一号）による改正前の奈良県総合リハビリテーションセンター条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十号）第一条に規定する奈良県総合リハビリテーションセンターの医療部門に係るものは、地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計に属するものとする。